



大雨に伴う国道57号の通行規制について

1. 道路通行規制基準について

国道57号雲仙地区において**連続雨量が250mm**に達すれば「異常気象時通行規制区間」となっている下記区間は通行止めを行います。

- ①みなみさし雲仙市小浜町南木指字流し合ながれあい(雲仙ドライブイン)～同市小浜町雲仙字札ノ原ふだのはら(389交差点)
- ②ほうぼる雲仙市小浜町雲仙字宝原はざま(雲仙ゴルフ場)～南島原市深江町甲字裕(山の寺バス停)

2. 平成26年7月7日の通行止めの実施について

7月7日6時30分南島原市有家町俵石で連続雨量が251mmに達したため上記②の区間において6時40分より通行止めを行いました。その後、連続雨量が**273mm**まで増えましたが、降雨が止み点検でも異常がなかったため同日12時3分より全面交通開放しました。

今後も上記基準により通行止めを行う事がありますので、その際には当所のホームページ掲載の迂回路図を参考にしてください。(次ページにも記載しています)

通行止めについて

日時:平成26年7月7日

6時40分から12時03分

5時間23分間通行止めを行いました



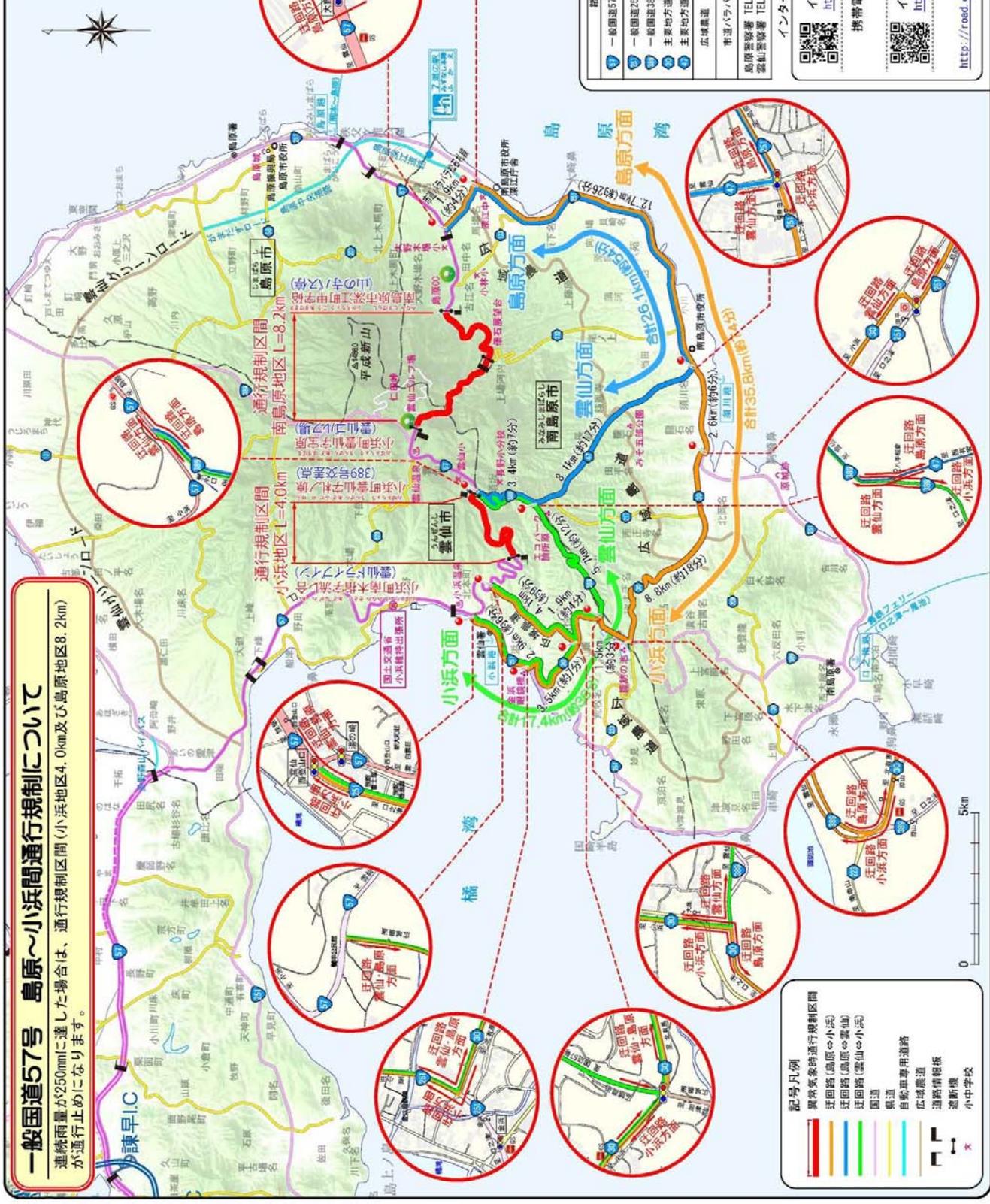
俵石展望所



山の寺バス亭

一般国道57号 島原～小浜間通行規制について

連続雨量が250mmに達した場合は、通行規制区間(小浜地区4.0km及び島原地区8.2km)が通行止めになります。



記号凡例

- 果敢気象時通行規制区間
- 迂回路(島原⇄小浜)
- 迂回路(島原⇄雲仙)
- 迂回路(雲仙⇄小浜)
- 国道
- 県道
- 自動車専用道路
- 広域農道
- 道路情報板
- 遮断機
- 小中学校

路線名	問い合わせ先
一般国道57号	国土交通省 長崎河川国道事務所 TEL.(095)339-3211
一般国道251号	長崎県 長原事務所 TEL.(0957)63-0111
一般国道389号	雲仙市役所 TEL.(0957)38-3111 小浜支所 TEL.(0957)74-7111
主要地方道30号(小浜北寄筒線)	雲仙市役所 TEL.(0957)381-5000
主要地方道47号(雲仙西寄筒線)	雲仙市役所 TEL.(0957)381-5120
広域農道	雲仙市役所 TEL.(0957)38-3111 小浜支所 TEL.(0957)74-7111
市道バラバラ(石松社線)	南島原警察署 TEL.(0957)64-0110 南島原警察署 TEL.(0957)75-0110
島原警察署	TEL.(0957)64-0110
雲仙警察署	TEL.(0957)75-0110

インターネット及び携帯電話からの道路情報

インターネット(日本道路交通情報センター)
<http://www.jaric.or.jp/>

携帯電話(日本道路交通情報センター)
<http://m.jaric.or.jp/>

インターネット(道路情報提供システム)
<http://road.qsr.mit.go.jp/>

携帯電話(九州みち情報)
<http://road.qsr.mit.go.jp/michi/1/index.html>

平成26年 7月作成